

動機づけをするためには前向き責任だけで十分か？

—日本における自己責任論を中心に—

榊原清玄

本稿では、玉手慎太郎著『公衆衛生の倫理学』(以下本書と呼ぶ)の全体の論旨を概観したのちに、第4章にて提示される前向き責任の議論を批判的に検討する。本書は自己責任論を批判するに当たって、健康のために将来の行為に対するコミットメントを人々に要請するべきと主張し、過去の行為に対する規範である後ろ向き責任を退ける。しかし前向き責任だけでは自己責任論を退けるには不十分であると主張する。

I. 公衆衛生の倫理における問題関心

本書における公衆衛生とは「市民の健康を守る営み」のことを指し、医療とは二つの点で区別される。一つ目は、医療が一人一人の健康を個別に回復する営みであるのに対し、公衆衛生は人々の集合全体の健康を改善するものである。二つ目は、医療は個人が怪我を負ったり罹患をしたりした時点において初めて実施される事後的なものであるのに対して、公衆衛生はむしろ怪我や病気の罹患を回避するために実施される事前的なものである。公衆衛生とは人々全体が健康でいられるように実施される営みである(pp. 15-16¹⁾。

本書がとりわけ焦点にするのは国家による公衆衛生政策である。健康になるための実践をする主体は個人であるが、人々が健康であるために国家が介入することには一定の妥当性が存在する。たとえば、人々が感染症に罹患しないように国家がワクチンを流通させたり、またうがいや手洗いを推奨したりすることは人々の健

康にとって望ましいと言うことはそれほど反直観的なことではない(p. 16)。

とすると、健康を促進するためであればどのような介入も正当化されるのだろうか。本書では、同意抜きに誰かの利益を促進する行為が「パターナリズム」とされているが、少なくとも現代社会においては「無限のパターナリズムを許容しない」(p. 17 傍点は原文)。たとえば医療においては、治療を受けるまえに患者は十分な情報を与えられたうえでその治療の実施に同意すること—すなわちインフォームド・コンセント—が必要である。患者の同意を得ずに治療をすることは、その患者の自律を無視するものとなる。公衆衛生においても、もし健康を拒否する人々の意志を無視して健康に繋がる行為を強制すれば、それは当人の自律を侵害するものになる(pp. 18-19)。公衆衛生の政策における妥当性を吟味する際には、健康の観点から「有効な介入」と「個人の自律」との間のバランスを考量しなければならない。本書が取り組む倫理的問題の主たるものは、この考量であるのだ(p. 18)。

II. 公衆衛生における自律の重要性

公衆衛生では人々の選択に対する介入と、個人の自律には緊張関係が存在する。しかし本書では個人の自律が重要であると言いつつも、そもそも自律というものが具体的にどのようなものであり、かつその重要性が何であるかを明示的に論じていない。これでは、公衆衛生におい

てなぜ自律を重視すべきかわからないだろう。

自律は倫理学・政治哲学において膨大な議論が蓄積されているものであり、まず自律が厳密に何を指すかに関しても論争がある。本稿では標準的な見解として自律を「まさに自分自身が自分の生を生きるに当たって、操作的あるいは歪曲的な外部の力による産物ではなく、自分自身のものとしてみなせる理由や動機に従い自立することができる能力」と意味するものとする(Christman [2020])。この自律の具体的な内容は、まず自分の生を形作るための選択肢が十分に確保された上で、その選択が真正に自分のものと言える理由や動機に基づいてなされることができるとのことである。自律が望ましいと言えるのは、これを持つことで、自分の生をまさに自分のものとして生きることが可能になるからである(Raz [1986: 370])。

以上で自律の意味を示すことにより、選択への介入と自律がなぜ緊張関係にあるのかを理解しやすくなる。というのも、自律とは真正であるとみなせる理由と動機に従って選択をする能力であったから、自律を重視するのであれば人々の生をどのようにするかはその人々自身に決定させることが望ましい⁽²⁾。しかし、そうすると健康を顧みない選択をする人々が現れると無理なく想定することができる。たとえば、食の楽しみしか眼中になく、健康が悪化しても気に止めない(が自律的である)人がいるとしよう。その人が自律的であったとしても、何も介入せずにただ健康が悪化するに任せることが望ましいことは、少なくとも自明ではない。他方で、健康を改善させるためにその人の行動を制限したり操作したりすることは、その人の選択を妨害してその人が持つ自律を毀損する恐れがある。自律を損ない否定するような扱いはそれ自体が一定の道徳的悪さを構成する(Axelsen and Nielsen [2020])。以上の問題関心から、本書は自律を損なわない形で健康にとって望ましい介

入の方法を模索する。

III. 公衆衛生における介入と自律の対立

本書は、公衆衛生の様々な領域で介入と自律の緊張関係が存在すると指摘する。第一章では肥満対策における倫理的課題が検討される(pp. 47-86)。肥満は多くの病気の原因になるから、人々にとって有害なものであるとみなされている。しかし肥満対策のために人々の選択や生活習慣に介入すると、特定の生活スタイルを強制し人々の自律を毀損する恐れがある(p. 59)。

第二章では、健康における社会経済的格差の問題が論じられる(pp. 87-111)。ここでの健康格差とは、「人々の健康状態に、とりわけ社会経済的な背景に起因する形で格差が存在している」ことである(p. 88)。たとえば、「職業、学歴、家族関係、居住地域」などの社会経済的状況において不利な人々は健康な生活を送る上で困難を抱えやすくなる(p. 88)。この格差が問題になるのは、社会経済的な違いは当人にとってはどうしようもできないことであり、格差によって不利になっている人々は、そうでない人々よりも健康的な生活を送る上で追加の労力・費用を払わなければならないからである。それゆえ健康格差を是正しなければならないが、その過程において人々の選択を厳しく制限することで自律を毀損することがないようにする必要がある(p. 107)。

第三章ではナッジの倫理が扱われる(pp. 113-157)。ナッジとは、選択を制限せずかつ経済的インセンティブに影響を与えることなく、人々の行動を予測可能な範囲で変える手段のことである(p. 116)。ナッジは、人々が元々持っている傾向性に合わせて緩やかに望ましい行為に誘導する。このとき、ナッジは強制をしないために人々はナッジを拒否して自分のしたい選択ができる。それゆえナッジは人々の自律をある程度尊重しながら健康への選択に導くことができ

る。しかし、ナッジには難点がある。それは、ナッジされる人が何によって幸福を得るかを第三者が適切に判断することが難しいため、ナッジによって特定の価値観を押し付ける可能性があるというものだ(pp. 133-134)。そのような押し付けが発生すれば、人々の選択が制限され自律が毀損される恐れがある。これを防ぐために、ナッジ実施者は人々が何を望んでいるかを正確に把握する必要がある。

第四章に行く前に、先に第五章と最終章の紹介をしておきたい。第五章ではパンデミック対策の倫理が論じられる(pp. 197-221)。とりわけ新型コロナウイルスの感染対策と個人の自由は対立するか、という論点に着目している。本書によれば、ロックダウンなどの感染対策は人々の行動を制限するものであっても、直ちに自由と対立するものであるとは言えない。なぜなら、ケイパビリティ・アプローチの自由観に基づけば、自由が妨げられるのは単に行動が制限されることではなく、人々が送りたいと望む生活が阻まれるときだからである。それゆえ、感染対策と個人の自由における対立を検討する際には、人々への行動が制限されているかどうかだけでなく、人々がどのような生活を望んでいるかにも注目する必要がある。以上の議論によってパンデミック対策の倫理における指針を提供する。そして最終章では、健康概念、生権力、ジェンダー、グローバリゼーション、市民の役割など、公衆衛生にとって重要だが論じきれなかった問題に対する示唆をする(pp. 223-242)。

IV. 公衆衛生における自己責任論

第四章では、公衆衛生の文脈における自己責任論が検討される(pp. 159-196)。本稿では、この自己責任論にフォーカスしたい。というのも、自律を重視するのであれば、責任を擁護すべきだからだ。ただし、ここで言う責任とは通常理解されるような、「自分が引き起こした帰結

を引き受ける」ことを要求するものではない。むしろ、「自らの生き方や自らが置かれる状況を自律的選択によって左右する」ことを要請するものである(阿部[2021: 290])。この責任は、自律的主体が自ら行う選択によって生き方を決定する「権限」を意味する。自律的主体がこの権原としての責任を適切に行行使するために、社会は人々の有する選択肢集合の質を保ち、かつ選択に基づかない帰結を不利益に転換されない状態を維持する必要がある。以上のことを念頭において、本書における自己責任論を概観したい。

本書によれば、公衆衛生にとって責任が重要になるのは、責任によって「当人により適切な行動を促す、あるいは不適切な行動の自制を促すという有益な側面が」存在するからである(p. 165 傍点は原文)。というのも人々の健康を向上させるにあたって政策による介入ができない場合がある。たとえば日々の食事を行政が逐一管理することは難しいだろう。さらに、選択への介入は人々の自律を侵害する恐れがある。そこで人々が自発的に健康的な生活をするように責任を用いることが擁護される(p. 166)。

しかし本書は特に日本の文脈における「自己責任論」の言説を批判する。その自己責任論とは、「自己責任を過度に強調し、本来は当人にその責任を帰すべきではない事態まで当人に責任を負わせようとする言説」のことである(p. 37³⁾)。これが問題なのは、この言説においてはある行為の帰結が過度な程度までその行為者に帰属されることにある(p. 37, p. 161)。つまり、自己責任論においては、当人が制御できない要素(運)によって生じた帰結に対しても責任が帰属される。

自己責任論による責任帰属が、当人が制御できる選択に対して行われても、なお問題が残る。それは社会的手助けの縮小が正当化されることである。もしある人が不健康になったときにそ

の原因が当人の選択にあるということが判明した場合には、「社会は医療資源やサポートを(少なくとも当人に原因がない場合と同等には)提供すべきではない」(p. 161)。

だが、手助けの縮小がどう問題であるのかはすぐには理解できないところがある。というのも、手助けの縮小が主張される根拠は「自分で選択した行為によって疾病を得た人物がそうでない人物と平等な医療アクセスを得ることは、他者が使えるはずだった医療資源を不当に奪うことであり、他者危害にあたる」ところにあり、これはもっともなことに思えるからだ(pp. 161-162)。たとえば、その人にとってはたやすく我慢できるにもかかわらず、あえて暴食を繰り返すことで不健康になった人に医療資源を割くことによって、より深刻な病気を患った人への資源が減少することがあればそれは望ましくないことであるように思われる。

ここで本書は、公衆衛生の文脈における責任の割り当てには恣意性がつきまとうことを指摘している。ある行為の帰結に対する責任帰属の境界には一貫性が存在しておらず、むしろ当の行為それ自体への社会的な望ましさという偏見によって責任が帰属されているという(p. 163)。たとえば、喫煙によって不健康になったとき、通常であれば喫煙をするに至った理由によって責任帰属の程度が変わる。しかし、公衆衛生の文脈においては喫煙がそもそも望ましくない行為であるために、実際には責任を帰属できない場合でも責任が帰属される。他方で、喫煙と同程度に健康への悪影響を及ぼす他の行為があったとしても、少なくとも喫煙と同じ仕方で責任帰属がなされない場合がある(p. 163)。そうすると、公衆衛生における責任帰属が実際に行っているのは、ある社会において否定的に評価されている行為をなす者に対する非難ということになるのだ⁽⁴⁾。

自己責任論の問題を簡潔に言えば、それは当

人にはどうしようもできない事態に対して責任を帰属し、非難をすることである。そうして、その非難をもってして社会的支援を拒絶する口実を作り出すのである。本書は、日本の文脈における責任の用い方には倫理的に問題があることを指摘する。

V. 自己責任論の代替としての前向き責任

自己責任論の問題に対応するために本書が提示するのは、「前向き責任(forward-looking responsibility)」である。前向き責任とは「当人の置かれた状況に応じて、将来ある特定の行為を遂行することを望ましいものとみなす規範」のことである。この前向き責任においては、その責任を引き受ける者は将来の行為に対するコミットメントをすることになる。具体的には、将来に望ましい帰結、すなわち健康を実現することを要請する。たとえば、私に健康への前向き責任が帰属される場合には、私は栄養バランスの取れた食事や適度な運動、適切な睡眠など健康に必要な行為を実施することが求められる。

この前向き責任は、先に述べた権原としての責任が要請するものと軌を一にする。権原としての責任とは、自分の生を自律的に生きるために選択することを要請するものであった。この責任も後ろ向きではなく、将来の行為に向けた前向きのものである。本書における前向き責任は自律することを直接要請するものではないが、人々の自律を尊重しながら健康を促進する方法として有益であるように思われる。

他方で自己責任論が基づく「過去の特定の行為から生じた損失の補償を、当人が個人的に引き受けることを要請する規範」である「後ろ向き責任(backward-looking responsibility)」を本書は退ける(pp. 174-175)。自己責任論における後ろ向き責任は「それは当人がこれまで不健康な行動を取ってきたことを根拠に、国によるサ

ポートの必要性を否定したり、あるいは道徳的に劣った人物であるとの評価を下したりするものだからである」(pp. 177-178 傍点は原文)。その代わりに前向き責任を取ることによって、過去の行為に対する咎めをすることなしに健康への動機づけを与えることが可能になる。さらに、前向き責任によってただ単に動機づけをするだけでなく、「各人の自分自身の人生に対するコントロールを拡大すること、すなわちエンパワメント」をすることで実際に健康になることができる蓋然性を高める方法を提供すべきであると主張する(pp. 181-182)。エンパワメントを伴った前向き責任を導入することで、自己責任論を回避しつつも責任の重要性を強調することができる」と本書は述べる。

VI. 批判：前向き責任も恣意的に運用される危険性がある

本稿が提起したい批判というのは、責任を要請する向きを後ろから前に変えたとしてもなお自己責任論の問題が生じうるといふものである。すなわち、恣意的な責任割り当てが前向き責任においても発生しうるといふことである。具体的には、当人の能力からして実行が困難なことをなすように要請される恐れがある。

本書において、日本の公衆衛生で実際に恣意的に前向き責任が帰属される例を認めることができる。たとえば、肥満対策を目的に、日本の社会は(特に)若いときから生活習慣を改善していくことを人々に要求する。確かに肥満の予防自体は望ましいかもしれないが、それでも肥満

を完全に防ぐことは困難である。さらに、予防にかかるコストは人々が置かれる社会的状況によっても左右される。それにもかかわらず、日本の社会は、個々人の状況を省みずただ健康のために予防することの必要性を主張するという(p. 67)。さらに、日本における健康増進政策の基本は、「当人に自発的な行動変容を求めるものであった」(p. 100)。しかしこの政策では、人々が置かれる異なる社会経済的背景は必ずしも適切に考慮されていない。それゆえ、人々への社会的支援をせずにただ自発的な生活改善を要求しているとされる(p. 101)。以上の例から、前向き責任が恣意的に運用されていると見ることができる。

責任を適切に運用するためには、ただ責任の向きを変えるだけでは不十分である。さらに、一つ目に、適切な責任割り当てを行う必要がある。たとえば、人々の教育的環境や社会格差などが原因で十分に責任を負うことが難しい人々を考慮すべきである(井上[2017: 190])。二つ目に、人々が持つ選択肢集合の質を改善するために社会的サポートも行う必要がある。これは本書も認識するところであり、生におけるコントロールを拡大するためにエンパワメントを擁護している。しかし、エンパワメントがなされたとしても自己責任論による恣意的な責任割り当てが行われ、なお困難な選択が要請される恐れがある。それゆえ、自己責任論を効果的に退け、適切な責任構想を擁護するためには、まずいかなる条件において人々に責任を要請してよいかを明らかにする必要があるように思われる。

付記

本論文の内容は2023年3月20日にオンライン政治理論研究会によって主催された書評セッションでの報告を元にしてしている。このセッションを主催くださった福原正人氏と、私に著書をくださりセッションでリプライをくださった玉手慎太郎氏に感謝を申し上げます。また、本論文を執筆する上で助言をくださった阿部崇史氏、体裁に関して協力をくださった柴田龍人氏、匿名の査読者にも感謝申し上げます。

註

1. 特に断りがない状態でページ数が書かれているものは、玉手[2022]からの引用である。
2. ただし、自由放任的に選択させるべきであると言うわけではなく、自律的な人々にとっても必要な公的制度は実施しなければならない。
3. しかし別の箇所では次のようにも言っている。「健康をめぐる自己責任論は、本人に責任を帰属すべき不健康とそうでない不健康を区別し、社会がサポートすべきは後者であると主張するものである」(p. 161)。ただし、この意味での自己責任論は必ずしも「本来は当人にその責任を帰すべきではない事態まで当人に責任を負わせようとする」わけではないように見える。
4. 自己責任論による恣意的な責任帰属においては、不健康に陥った者は実際にはそうではないにもかかわらず、道徳的に劣った存在として当人の持つ自律が否定されるという問題も起こす(pp. 73-74, pp. 161-162)。

文献

- 阿部崇史 (2021) 「責任と平等：帰結引き受け責任と行為者性行使責任」 新村聡・田上孝一 (編) 『平等の哲学入門』 社会評論社, 283-297.
- Axelsen, David V. and Lasse Nielsen (2020) “Harsh and Disrespectful: Rescuing Moral Agency from Luck and Choice,” *Social Theory and Practice*, 46(4): 657–679.
- Christman, John (2020) “Autonomy in moral and political philosophy,” Edward N. Zalta, E. N. (ed.) *The Stanford Encyclopedia of Philosophy*(Fall 2020 Edition), URL = <<https://plato.stanford.edu/entries/autonomy-moral/>> 2023年10月30日DL.
- 井上彰 (2017) 『正義・平等・責任：平等主義的正義論の新たな展開』 岩波書店.
- Raz, Joseph (1986) *The Morality of Freedom*, Clarendon: Oxford University Press.
- 玉手慎太郎 (2022) 『公衆衛生の倫理学：国家は健康にどこまで介入すべきか』 筑摩書房.